

## 健康サポート薬局である旨の表示に係る届出の留意事項

### ○全般

健康サポート薬局は健康サポート薬局になることが目的ではなく、住民に寄与することが目的であり、単に書類を集めて提出するという事とならないよう留意すること。

### ○手順書の記載（チェックリスト1、8）

施行通知をそのまま記載するのではなく、その薬局の業務実態に合わせ、具体的にどのような手順、確認等により行うか等を記載すること。省令手順書とは、従来薬局に備えている手順書のことであり、既存の内容については、見直しを行う必要も生じること。健康サポート業務手順書も同様な考え方により作成すること。

### ○お薬手帳、かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割（チェックリスト3、4）

患者さんに説明する資料であり、要点をわかりやすく説明したものであること。通知や報告書の内容を単にコピーしたようなものは患者目線に立っているとは言えず、「健康サポート薬局」とは言えないこと。

### ○24時間対応の連絡先（チェックリスト5）

調剤報酬上のかかりつけ薬剤師とは切り離して考え、かかりつけ薬剤師の同意書を提出しない者（健康相談に来た地域住民等）に対しても交付するものを添付すること。

### ○在宅実績（チェックリスト6）

個人情報にはマスキングすること。（通常業務においても留意すること）

### ○連携機関リスト（チェックリスト9）

単に施設に関する一覧の添付ではなく、実際に各施設と具体的に調整し、連携している機関のリストとすること。関係団体同士で調整することは差し支えないが、担当者名等（連絡する際の最初の窓口）が様式に設けられたことを鑑み、意思疎通可能な相手先のリストとすること。

※あくまで担当者の空欄はやむを得ない場合のみです（代表電話しかない等）。

**○研修修了薬剤師の勤務体制（チェックリスト 12）**

研修修了薬剤師が開局時間において常駐する必要があるため、研修修了薬剤師が1人の場合は、当該薬剤師が開局時間内に外出（在宅や宅配等）せず、対応を行うこと。

**○プライバシーに配慮した相談窓口（チェックリスト 13）**

プライバシーに配慮されていることが判断できる資料とすること。

**○健康サポート薬局である旨の表示（チェックリスト 14）**

外に掲示予定のものだけではなく、その掲示場所を示す資料、説明等を添付すること。（他の項目についても同様に適宜必要な説明を付すこと。）

**○要指導医薬品等のリスト（チェックリスト 16）**

PMDAの一般用医薬品・要指導医薬品の添付文書システム（<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/otcSearch>）を活用し、分類が適切であることを確認すること。

**○健康サポート薬局に関する具体的な取組の実施（チェックリスト 20）**

日付、取組内容、写真の資料ではなく、実施者、参加人数や場所開催日時、内容等を記載すること。